

提 案 理 由 書

事務局から提出された「資料2」に代えて、別紙「一志病院のあるべき姿(案)」にて、ご検討を進めていただくよう提案します。

これは、検討会の時間が限られているため、各委員の皆さまに、一志病院のあるべき姿について具体的なイメージを持ってご検討いただきたく、提案するものです。

また、事務局から提出された「資料2別添1」に対しても下記のとおり意見と依頼を付け加えます。

記

1 資料2に対するの意見

(1) 1つ目の○について

これは、既に県立病院改革に関する基本方針(平成22年3月)の中で、一志病院がこの白山・美杉地域で医療を提供することは「方向性」として示されており、新たな論点にはなりません。

【県立病院改革に関する基本方針(平成22年3月)の記載内容】

＜方向性＞

(1) 医療環境とニーズ

- ③ 津市白山及び美杉地域は医療機関が少なく、周辺地域の診療所も医師の高齢化が進んでいることから、入院施設を持った病院として地域医療を継続することが求められています。

(2) 2つ目の○について

これは、健康福祉病院常任委員会資料(平成24年3月)の中で、津市、三重大学、県の3者で協議を行うことが示されており、新たな論点にはなりません。

【平成24年3月の健康福祉病院常任委員会共管事項説明資料 所管事項説明資料】

3 一志病院のあり方検討について

今後、これらの家庭医療を基本とした地域医療の確保に係る取組の成果等を検証しながら、一志病院のあり方について、津市、三重大学、県の3者で協議を行う場を定例化するなど、議論を深めていきます。

(3) 3つ目の○について

これは、県全体の大変重要な課題です。一志病院を活用した具体的な取組案を別紙「一志病院のあるべき姿(案)」の中に「2 三重県の地域医療を確保するための広域的な取組」として記載しました。具体的かつ実効性のある取組となるようご議論とご検討をお願いします。

2 資料2別添1に対するの意見及び依頼

「冒頭から4ページ中段まで」及び「7ページ中段から最後まで」は、議論の参考として事務局が示したものであり、委員の意見ではないため本検討会による中間案や最終案の内容としては削除するようお願いします。

ただし、我が国や津市西部地域における情勢等を理解するうえで重要な考え方ではあるため、本検討会の意見とは明確に区分し、事務局が作成した資料として提出されるのであれば、差し支えありません。

一志病院のあるべき姿（案）

1 家庭医（総合診療医）を中心とした地域医療の取組（※1）

津市西部地域は医療機関が少なく、周辺地域の診療所も医師の高齢化が進んでいることから、入院施設を持った唯一の病院としてプライマリ・ケア（※2）を継続して提供します。

- ① 津市西部地域の高齢化が急速に進むなかで、病院への通院が困難な患者が増加し、在宅療養支援の必要性が高まっていることから、訪問診療、訪問看護などに積極的に取り組みます。
- ② 地域包括ケアシステムの構築が求められているなか、保健・医療・福祉の多職種連携の取組を、医療機関の立場から積極的に進めます。
- ③ 津市西部地域における一次救急医療に貢献します。

※1 津市西部地域の医療の確保のためには、津市が一定の役割を担うことが必要。

※2 プライマリ・ケアとは、身近にあってふだんから何でも相談に乗ってくれる総合的な医療。

2 三重県の地域医療を確保するための広域的な取組

- ① 三重県の地域医療やへき地医療の担い手となる家庭医（総合診療医）を、三重大学と連携し育成します。また、地域包括ケアシステムを構築するために、非常に重要な地域看護、訪問看護を実践できる看護師を育成します。
- ② 育成した家庭医（総合診療医）や看護師を県内の医療過疎地域へ積極的に派遣していきます。
- ③ 現在までに構築してきた教育や研究体制をさらに発展させ、プライマリ・ケアに関する教育や研究を担います。

これまでに実践してきた上記1及び2の取組をさらに発展させ、三重県が全国に誇れる医療・教育・研究機関（三重県立プライマリ・ケアセンター）として存続していく意義は非常に高いと考えられます。

※3 三重県と津市は上記のあるべき姿（案）をふまえて、平成37年の病院施設建替えに間に合うように協議を進めることが必要。